

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道財務規則の一部を改正する規則……………（財務指導課） 50

訓 令

○北海道職員服務規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 50

○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 52

告 示

○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課） 52

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 52

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 52

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 53

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 53

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 53

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 54

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 54

○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 54

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 54

○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………（経理課） 55

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 55

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 57

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 59

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 60

道公安委員会規則

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則…………… 61

規 則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第73号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「領収済通知書」の次に「（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第75条の2第3号において同じ。）に基づき作成する書類を含む。第66条及び第298条において同じ。）」を加え、同項第5号中「国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第14条」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の28第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(17) 北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）に基づく保管場所証明書交付等申請手数料及び保管場所標章交付手数料

第75条の2第3号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、「及び第6章」を「、第6章及び第294条第4項」に改める。

第82条第2号中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

第294条に次の1項を加える。

4 指定金融機関等は、納入者から電子情報処理組織（納入者の使用に係る電子計算機と指定金融機関等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により現金を収納したときは、領収証書の交付を省略するものとする。

附 則

この規則は、平成30年1月4日から施行する。ただし、第43条第2項第5号及び第82条第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員服務規程の一部を改正する訓令

北海道職員服務規程（昭和41年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第4条関係）

出 勤 簿																	氏 名
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備 考
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

附 則

- この訓令は、平成30年1月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員服務規程別記第4号様式の

規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員服務規程別記第4号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用す

ることを妨げない。

北海道訓令第10号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

別記第 8 号様式（表面） 中

⑤受講指示 年月日	年 月 日	⑥受講開始年月日	年 月 日	⑦受講終了予定年月日	年 月 日
--------------	-------	----------	-------	------------	-------

を

⑤特定地方公共 団体又は職業 紹介事業者	所 在 地 名 称				
⑥受講指示 年月日	年 月 日	⑦受講開始年月日	年 月 日	⑧受講終了予定年月日	年 月 日

に、「⑧」を「⑨」に、「⑨」を「⑩」に、「⑩」を「⑪」に、「⑪」を「⑫」に、「⑫」を「⑬」に、「⑬」を「⑭」に改め、同様式（裏面）注意事項 3 の事項中「から⑦欄」を「及び⑥欄から⑧欄」に改め、同注意事項中 7 の事項を 8 の事項とし、同注意事項 6 の事項中「⑪」を「⑫」に改め、同事項を同注意事項 7 の事項とし、同注意事項 5 の事項中「⑧欄」を「⑨欄」に改め、同事項を同注意事項 6 の事項とし、同注意事項 4 の事項中「及び③欄」を「、③欄及び⑤欄」に改め、同事項を同注意事項 5 の事項とし、同注意事項 3 の事項の次に次の 1 事項を加える。

4 ⑤欄には、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職をするために移転する場合にその所在地及び名称を記載することとし、公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合は記載しないこと。

附 則

1 この訓令は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第 8 号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第 8 号様式の規定にかかわらず、当分

の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第720号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。
平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
江 差 町 平成30年 1 月 4 日から同年 2 月28日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第 1 項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成29年12月12日、浦河町土地改良区の定款の変更を認可した。
平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により、道営土地改良（山林川地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成29年12月26日から20日

間、一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡雄武町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
雄武町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第724号

平成29年12月22日（金曜日）

北海道公報

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 函館市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに函館市役所及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

第2945号 53

- 1 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第688号
- 2 所在が不分明な者 及川 久美子、中神 朋子

北海道告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間
岩 見 沢 三 笠 線 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部	三笠市桂沢国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署173林班い2小班地先から	前	23.94mから 140.75mまで	980.00m	—
		後	23.94mから 143.49mまで		
旭川層雲峡自転車道線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	上川郡上川町字清川75番4地先（河川敷地）から	前	6.28mから 9.47mまで	31.72m	—
	同郡上川町字清川75番4地先（河川敷地）まで	前	4.80mから 18.88mまで	2,450.14m	—
	上川郡上川町字清川85番4地先（河川敷地）から	前	4.50mから 13.25mまで	902.59m	—
	同郡上川町字清川313番1地先（河川敷地）まで	後	4.50mから 18.88mまで	3,481.20m	—

北海道告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 大津旅来線	中川郡豊頃町大津110番地先から 同郡豊頃町大津118番1地先まで	平成29.12.22

北海道告示第728号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
坂井の沢（Ⅱ－26－1120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字今金（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
御影左2の沢川（Ⅲ－26－003）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字御影（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第729号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年12月22日

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
御影左1の沢川（Ⅲ－26－004）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字御影（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
御影右1の沢川（Ⅲ－26－006）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
瀬棚郡今金町字今金、御影（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第730号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項「札幌信用金庫」を「北海道信用金庫」に改め、同項小樽信用金庫及び北海信用金庫の事項を削る。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第152号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年12月22日

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
自動車（乗用自動車） 1台（交換契約により自動車1台を契約の相手方に供し、自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成30年3月30日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成29年12月22日（金）から平成30年1月11日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階講堂
(送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課)
- (2) 入札日時 平成29年1月18日(木)午後1時30分(送付による場合は、同月17日(水)までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成29年2月21日付け北海道渡島総合振興局告示第30号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ(<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 18, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than January 17, 2018)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道渡島総合振興局告示第153号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年12月22日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
自動車(乗用自動車) 1台(交換契約により自動車1台を契約の相手方に供給し、1台を契約の相手方から調達する。)
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成30年3月30日(金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入(自動車)の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成29年12月22日（金）から平成30年1月24日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道渡島総合振興局総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課） (2) 入札日時 平成30年2月1日（木）午後1時30分（送付による場合は、同年1月31日（水）までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 ア 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台 イ 予定時期 平成30年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。） (2) この契約を含む一連の調達のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成29年2月21日付け北海道渡島総合振興局告示第30号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る	返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道渡島総合振興局のホームページ（http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電話番号 0138-47-9416 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of Car 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 1, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than January 31, 2018) C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416
	道 教 育 庁 教 育 局 告 示
	北海道教育庁石狩教育局告示第142号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成29年12月22日 北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（１箱（ＰＰＣ用紙Ａ４判、Ｂ４判及びＢ５判については2,500枚、ＰＰＣ用紙Ａ３判については1,500枚、更紙については6,000枚）当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|-----------------------|--------|
| ア ＰＰＣ用紙Ａ４判（札幌市北部地区） | 2,984箱 |
| イ ＰＰＣ用紙Ａ４判（札幌市中央地区） | 3,511箱 |
| ウ ＰＰＣ用紙Ａ４判（札幌市西部地区） | 2,789箱 |
| エ ＰＰＣ用紙Ａ４判（札幌市東部地区） | 3,924箱 |
| オ ＰＰＣ用紙Ａ４判（江別石狩当別地区） | 2,414箱 |
| カ ＰＰＣ用紙Ａ４判（北広島恵庭千歳地区） | 2,650箱 |
| キ ＰＰＣ用紙Ｂ４判（札幌市Ａ地区） | 2,306箱 |
| ク ＰＰＣ用紙Ｂ４判（札幌市Ｂ地区） | 2,460箱 |
| ケ ＰＰＣ用紙Ｂ４判（石狩地区） | 1,923箱 |
| コ ＰＰＣ用紙Ａ３判（全域） | 1,882箱 |
| サ ＰＰＣ用紙Ｂ５判（全域） | 1,503箱 |
| シ 更紙Ａ４判（全域） | 859箱 |
| ス 更紙Ｂ４判（全域） | 950箱 |
- アからスまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年４月１日から平成31年３月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であることを事前に明らかにした者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成29年12月22日（金）から平成30年１月31日（水）まで

- （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成29年12月29日、平成30年１月２日及び同月３日までを除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道庁別館西棟３階１号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北３条西７丁目北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成29年２月21日（水）午前10時（送付による場合は、同月20日（火）午後５時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 ４に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の(2)のウ及び３の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 7,460,000 sheets of paper
b Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 8,777,500 sheets of paper
c Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 6,972,500 sheets of paper
d Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 9,810,000 sheets of paper
e Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 6,035,000 sheets of paper
f Recycled paper A4 (210mm×297mm) approximately 6,625,000 sheets of paper
g Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 5,765,000 sheets of paper
h Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 6,150,000 sheets of paper
i Recycled paper B4 (257mm×364mm) approximately 4,807,500 sheets of paper
j Recycled paper A3 (297mm×420mm) approximately 2,823,000 sheets of paper
k Recycled paper B5 (182mm×257mm) approximately 3,757,500 sheets of paper
l Recycled pulp paper A4 (210mm×297mm) approximately 5,154,000 sheets of paper
m Recycled pulp paper B4 (257mm×364mm) approximately 5,700,000 sheets of paper

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 21, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 20, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku,
Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁渡島教育局告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5 第 1 項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年12月22日

北海道教育庁渡島教育局長 河 原 範 毅

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 2 条第 2 号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成29年12月22日に一般競争入札の公告を行う渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約
(2) 資 格 渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の 1 の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。
(2) 供給開始日から送電をすることが可能であること。
(3) 資格審査の申請をする日の直前 1 年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1 件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
(4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第 4 項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号）による改正前の再エネ特措法第14条第 4 項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規程に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の(3)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年12月22日（金）から平成30年 1 月16日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年 1 月 2 日及び同月 3 日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。
(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

- 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第60号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年12月22日

北海道教育庁渡島教育局長 河 原 範 毅

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 渡島管内道立学校で使用する電力
ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校 合計1,428kW
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校 合計3,463,335kW
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
(4) 納入場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道教育庁渡島教育局告示第59号に規定する資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

- 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 平成29年2月6日（火）午前10時（送付による場合は、同月5日（月）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>）においてダウンロードすることができる。

- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（銭単位の単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低である者を落札者とする。

- 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
ウ 電 話 番 号 0138-47-9029

- 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Oshima Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,428 kW b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,463,335 kwh B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 6, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00P.M., February 5, 2018) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan Phone : 0138-47-9029	安委員会等の使用に係るものから入力して、処分通知等を行わなければならない。 2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。 (処分通知等の到達時期の準用) 第8条 国家公安委員会規則第8条の規定は、前条第1項の規定により行われた処分通知等の到達時期について準用する。この場合において、国家公安委員会規則第8条中「第4条第3項」とあるのは、「第4条第3項及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条第3項」と読み替えるものとする。 別表第1中「第3条第1項関係」を「第3条関係」に、「第39条第2項」を「第40条第2項」に改める。 別表第2中「第3条第2項関係」を「第3条関係」に改める。 別表第3中「第39条第2項」を「第40条第2項」に改める。 附 則 この規則は、平成30年1月4日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定は、公布の日から施行する。
道 公 安 委 員 会 規 則	
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年12月22日 北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫 北海道公安委員会規則第13号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。 第1条中「北海道公安委員会」を「公安委員会等（北海道公安委員会）」に、「（以下「公安委員会等」と総称する）」を「をいう。以下同じ」に、「行う」を「行い、又は公安委員会等が行う」に、「行わせる」を「行わせ、又は行う」に改める。 第5条中「情報通信技術利用法第3条第3項及び情報通信技術利用条例第3条第3項」を「国家公安委員会規則第4条」に改め、同条に後段として次のように加える。 この場合において、国家公安委員会規則第4条中「第3条第3項」とあるのは、「第3条第3項及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第3項」と読み替えるものとする。 本則に次の3条を加える。 (電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等の指定) 第6条 公安委員会等が行う処分通知等のうち、国家公安委員会規則第9条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができるものは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定する通知とする。 (電子情報処理組織による処分通知等) 第7条 公安委員会等は、前条の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該処分通知等の内容を情報通信技術利用法第4条第1項に規定する電子計算機のうち公	正 誤 ○平成29年1月27日（第2854号） 北海道告示第62号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 82 左 1 誤 増毛町・足寄町・中標津町（国有林。以上3町 正 北竜町・増毛町・足寄町・中標津町（国有林。以上4町 ○平成29年12月19日（第2944号） 北海道告示第714号（知事権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 43 左 2 誤 1246 正 246